

基本構想(素案)に対する委員からの意見とその対応について

番号	項目	委員からの意見	意見に対する対応
1	第2章 開催理念	植樹祭としては、滋賀の森林の歴史についても振り返っておいた方が良いと思う。	以下のとおり、第2章「開催理念(前文)」に反映しました。 P3L16「森林と私たちの暮らしのかかわりを振り返ると、古代より、奈良や京都そして滋賀の壮麗な宮殿・社寺の建設には、滋賀の木材が多く利用されてきました。また、中世・近世・近代にかけて、人々は貴重な森林資源を巡り、争い、話し合い、力を合わせるといふドラマを展開してきました。…」
2	第2章 開催理念	第2章「開催理念」で使用されているイラスト「私たちの暮らしを支える琵琶湖」が何を意味しているのか少しわかりにくい。	このイラストは、琵琶湖とその水源となる森林が、私たち滋賀県民と下流域に住む京阪神1,450万人の暮らしを支えている姿をイメージしたものだ が、下流域とのつながりが強調されており、滋賀県民の暮らしを支えているところが分かりにくいことから、別のイラストや写真等の使用を検討したい。 → 写真を活用して、森、川、里、湖のつながりを表現
3	第2章 開催理念 第3章 開催方針 第7章 記念事業等	山に脚光を当て、山で働く人が全国植樹祭で元気が出るような方向性を示してほしい。	以下のとおり、各章に反映しました。 第2章「開催理念(前文)」(P4L8) 「…森林・林業や山村に対する意識醸成と、…」 第3章「開催方針」1「基本的な考え方」(P5L6) (3)「全国植樹祭の開催にあたっては、…県民の皆さんと森林に関わる人々の心に残る、将来を見据えた効果的な大会となるよう努めます。」 第7章「記念事業等」5「湖国「滋賀」のおもてなし・魅力発信」(P12L3) 「…また、国民的資産に位置づけられた「琵琶湖」や森林などの豊かな「自然」、…」 (3)「おもてなし広場」等に森の恵みをはじめとする本県の多様な地場産物等を取り揃え、…」
4	第3章 開催方針 第7章 記念事業等	開催後の、10年、20年のあり方をもう少し謳ってはどうか。	以下のとおり、各章に反映しました。 第3章「開催方針」1「基本的な考え方」(P5L6) (3)「全国植樹祭の開催にあたっては、…県民の皆さんと森林に関わる人々の心に残る、将来を見据えた効果的な大会となるよう努めます。」 第7章「記念事業等」1「基本的な考え方」(P11L3) 「第72回全国植樹祭の開催理念を広めるとともに、将来を見据えた滋賀の森林づくりや木材利用の必要性について、…」
5	第3章 開催方針 第4章 式典行事 第5章 植樹行事 第8章 運営方針等	ボランティアを大々的に募集するなど、多くの人に関わってもらうことも大切ではないか。	御指摘のとおり、ボランティアをはじめ多くの方々に関わっていただきながら、県民総ぐるみで全国植樹祭を盛り上げていけるよう、下線部のとおり既に記載していますので、素案のとおりとします。 第3章「開催方針」1「基本的な考え方」(P5L4) (2)「県民総ぐるみで全国植樹祭を盛り上げ、…」 第4章「式典行事」1「基本的な考え方」(P7L7) (3)「県内外、子どもや高齢者、障害者など、できるだけ多くの方々や大会に賛同いただいた企業、団体等が参加できるよう配慮します。」 第5章「植樹行事」1「基本的な考え方」(P8L11) (3)「…緑の少年団や植樹指導を行うボランティアをはじめ、子どもや高齢者、障害者など、できるだけ多くの方々に参加できるよう配慮します。」 第8章「運営方針等」1「基本的な考え方」(P13L7) (2)「全国植樹祭の運営にあたっては、市町、関係団体、NPO法人およびボランティア団体等との協力・連携を図りながら進めます。」
6	第4章 式典行事 第5章 植樹行事	県内には「緑の少年団」という立派な団体があり、これから強化していきたいと考えているので、「子ども」という表記を「少年・少女」としてはどうか。	「緑の少年団」は、苗木のホームステイやお手植え・お手播きの補助など、全国植樹祭において必要不可欠な存在であることから、以下のとおり反映しました。 第5章「植樹行事」1「基本的な考え方」(P8L11) (3)「…緑の少年団や植樹指導を行うボランティアをはじめ、子どもや高齢者、…」 なお、児童福祉法では、小学校就学始期から満18歳に達するまでの男女を「少年・少女」と定義しており、植樹活動をはじめ様々な場面で幼稚園や保育園など未就学児にも参加していただくことが望まれることから、広い意味での「子ども」という表記も残したい。
7	第6章 会場整備等	木材の使用について、間伐材だけでなく主伐材も重要。また、森林の持続可能な管理は資源循環の観点でも重要。	以下のとおり、第4章「会場整備等」に反映しました。 P9L7,L14「…持続可能な森林経営により生産された県産材をできる限り使用するとともに、…」

第 72 回全国植樹祭

基 本 構 想

(案)

平成 3 0 年 月

第 72 回全国植樹祭 滋賀県準備委員会

目 次

第1章 はじめに	1
1 基本構想策定の趣旨	1
2 全国植樹祭とは	1
3 滋賀県における全国植樹祭の開催状況	2
第2章 開催理念	3
第3章 開催方針	5
1 基本的な考え方	5
2 大会テーマ	5
3 シンボルマーク	5
4 大会ポスター原画	5
5 開催候補地	6
6 開催規模	6
7 開催時期	6
8 企業協賛等	6
第4章 式典行事	7
1 基本的な考え方	7
2 式典演出	7
3 式典運営	7
第5章 植樹行事	8
1 基本的な考え方	8
2 お手植え・お手播き	8
3 記念植樹	8
第6章 会場整備等	9
1 基本的な考え方	9
2 会場整備	9
3 交通・宿泊等	10
第7章 記念事業等	11
1 基本的な考え方	11
2 記念事業	11
3 関連事業	11
4 広報活動	11
5 湖国「滋賀」のおもてなし・魅力発信	12
第8章 運営方針等	13
1 基本的な考え方	13
2 実施組織	13
3 開催準備スケジュール	13

第1章 はじめに

1 基本構想策定の趣旨

滋賀県では、すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、平成16年(2004年)に「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

また、その翌年の平成17年(2005年)には、この条例の理念を実現するため、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、県民をはじめ多様な主体とともに、森林・林業に関する様々な取組を展開することとしました。

さらに、平成29年(2017年)には成熟期を迎えた森林資源を循環利用するため、県、市町、関係者等、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定し、林業の成長産業化に向けた取組を進めているところです。

一方、平成27年(2015年)に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、琵琶湖が「国民的資産」と位置づけられたところであり、平成28年(2016年)3月にはこの法律に基づく「琵琶湖保全再生計画」を策定し、琵琶湖とその水源となる森林を守り活かしていく政策を本格的に進めていくこととしました。

こうした中で、2021年に第72回全国植樹祭が滋賀県で開催されることが内定しました。本県での開催は、昭和50年(1975年)以来、46年ぶり、2回目となります。

この基本構想は、第72回全国植樹祭を通じて、本県の魅力や琵琶湖と森林とのつながりを活かした取組を全国に発信する絶好の機会とし、滋賀ならではの特色ある有意義な大会となるよう、開催理念や開催内容などの基本的な事項を定めるものです。

2 全国植樹祭とは

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県の共催により開催する国土緑化運動の中心的行事です。

全国植樹祭は、昭和25年(1950年)に「第1回植樹行事並びに国土緑化大会(第21回大会からは「全国植樹祭」が正式名称)」として山梨県甲府市で開催されて以来、各都道府県において毎年春季に開催されています。

これまでの大会では、天皇皇后両陛下の御臨席を賜るとともに、県内外から多くの参加者を迎え、式典行事や記念植樹が行われています。

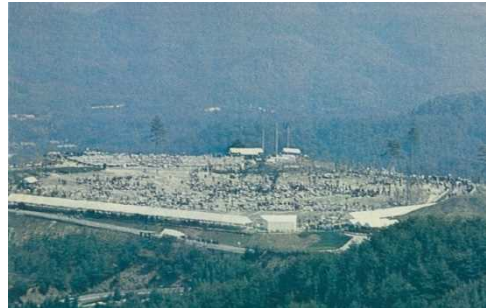
3 滋賀県における全国植樹祭の開催状況

滋賀県では、昭和50年(1975年)5月25日、栗太郡栗東町金勝山(現在の栗東市)において、天皇皇后両陛下をお迎えし、「水と緑のふるさとづくり」を大会テーマに、第26回全国植樹祭を開催しました。

この大会では、天皇陛下がヒノキの苗木を、皇后陛下がモミジの苗木をお手植えになるとともに、前日には坂田郡山東町夫馬(現在の米原市)において、天皇陛下がヒノキの種子を、皇后陛下がモミジの種子をお手播きになりました。

また、約1万人の参加者により、ヒノキ、マツ、ケヤキ、サクラなど14種類、約1万4千本の苗木が12ヘクタールの敷地に記念植樹されました。

金勝山の式典会場は、現在、県有の森林公園「滋賀日産リーフの森^{※1}(県民の森)」として県民等に親しまれています。



式典会場(栗太郡栗東町金勝山)



天皇陛下のおことば



天皇陛下お手植え
(ヒノキ)



皇后陛下お手植え
(モミジ)

※1 滋賀日産リーフの森: 滋賀県では、県が所有する施設などに企業名や商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツ(命名権)を取得した企業等からネーミングライツ料としてその対価を得る取組を実施している。「滋賀日産リーフの森」は、ネーミングライツパートナーとして本県と契約した滋賀日産自動車株式会社により、県有の森林公園「県民の森」の愛称として付与されたもの。(契約期間: 2014年4月1日~2019年3月31日)

第2章 開催理念

日本列島のほぼ中央に位置する滋賀県は、琵琶湖を中心に抱き、周囲を山々に囲まれた水と緑が豊かな県です。雄大な山々とその頂から眼下に広がる壮大な琵琶湖は、我が国最大の湖ならではのダイナミックな景観を形成するとともに、多種多様な彩りを見せる森林と碧く輝く琵琶湖は、一体となって四季折々の風景を作り出しています。



山々に降り注ぐ一滴は、やがて川となって田畑や里地を潤しながら、琵琶湖へと流れ込み、琵琶湖の豊かな生態系を育てています。県土の2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水源として貴重な役割を果たすとともに、土砂の流出を防ぎ私たちの生活や財産を守るなど、様々な恩恵を与えてくれています。また、400万年もの歴史を有する琵琶湖は、私たち滋賀県民と琵琶湖の下流域に住む京阪神1,450万人の暮らしを支える水源であるとともに、約60種以上もの固有種を育む貴重な自然環境および水産資源の宝庫となっています。

森林と私たちの暮らしのかかわりを振り返ると、古代より、奈良や京都そして滋賀の壮麗な宮殿・社寺の建設には、滋賀の木材が多く利用されてきました。また、中世・近世・近代にかけて、人々は貴重な森林資源を巡り、争い、話し合い、力を合わせるというドラマを展開してきました。一方、県内には山村地域を中心に多種多様な森林文化が根付いています。木を植え、育て、伐って利用し、また植えるという先人たちの取組は、まさに持続可能な森林づくりの礎であり、現在に暮らす私たちもしっかりと次の世代に受け継いでいく必要があります。また、「せっけん運動^{※1}」をはじめ、湖岸の清掃やヨシ刈りなど琵琶湖の環境保全に熱心に取り組む姿勢や、琵琶湖の下流域で水を利用する人々を気遣う思いやりの精神は、滋賀の県民性として私たちの暮らしの中に定着しています。



森-川-里-湖のつながり

※1 セっけん運動：琵琶湖で1977年（昭和52年）5月に淡水赤潮が大規模に発生し、この淡水赤潮の原因の一つが合成洗剤に含まれているリンに起因していたことから、県民が主体となって合成洗剤の使用をやめ、粉石けんを使うとした運動。

このような中、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において、琵琶湖が「国民的資産」と位置づけられました。また、国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）※2」の視点も活かしながらにより、本県として持続可能な社会の実現を目指していくこととしました。これらを踏まえて、様々な主体との協働により、琵琶湖を保全・再生するとともに、その水源である森林を守り、育て、そして木材として積極的に使うことで、持続可能な滋賀の森林づくりを推進していくこととしています。

私たちは、第72回全国植樹祭の開催を通じて、県民一人ひとりが山や木に直接触れ、森林について考える機会を増やすとともに、森林・林業や山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」、「活かす」、「支える」本県らしい取組を進めていきます。

これらのことを踏まえ、以下の開催理念のもと、第72回全国植樹祭を開催します。

第72回全国植樹祭開催理念

私たちは、ふるさと滋賀の地域特性である「森—川—里—湖」のつながりと、いにしえより培われてきた「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のかかわりを再確認し、将来を見据えながら森林を守り、活かし、これらの取組を支えることで、碧（あお）く輝くびわ湖と健全で緑豊かな森林を、次の世代、その次の世代へと持続的につないでいきます。

※2 SDGs（持続可能な開発目標）：平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標から構成される人間、地球および繁栄のための行動計画。目標の一つである「陸の豊かさを守ろう」には、内陸淡水生態系の保全や森林の持続可能な管理等が掲げられている。

第3章 開催方針

1 基本的な考え方

- (1) 全国植樹祭を通じて、開催理念や本県の魅力等を最大限に発信します。
- (2) 県民総ぐるみで全国植樹祭を盛り上げ、全国から参加される皆さんを「おもてなしの心」でお迎えします。
- (3) 全国植樹祭の開催にあたっては、経費の節減に努めながらも、多様な主体と連携しながら県民の皆さんと森林に関わる人々の心に残る、将来を見据えた効果的な大会となるよう努めます。

2 大会テーマ

第72回全国植樹祭の開催理念をあらわし、開催機運を高めるような「大会テーマ」を公募により選定します。

3 シンボルマーク

第72回全国植樹祭の開催機運を高めるような「シンボルマーク」を公募や既存キャラクターの活用等により作成します。

4 大会ポスター原画

第72回全国植樹祭の開催機運を高めるような「ポスター原画」を県内の小中高校生等から募集し選定します。

5 開催会場

(1) 式典会場（開催候補地）

○○○○（○○市(町)○○○ ○○○番地）

(2) 植樹会場

県内外の参加者が記念植樹を行う植樹会場として、式典会場内や近隣地をはじめ、県内各地への設置を検討します。

※植樹会場は、「基本計画」を策定する中で検討します。

(3) サテライト会場、PR会場等

より多くの県民の皆さんと開催理念を共有し、全国植樹祭の開催効果を高めるため、サテライト会場やPR会場等を県内に設置することを検討します。

※サテライト会場やPR会場等の設置は、「基本計画」を策定する中で検討します。

(4) 荒天会場

暴風雨等のため、屋外での式典行事の実施が困難な際には、荒天会場（屋内施設）において式典行事を実施します。

※荒天会場は、「基本計画」を策定する中で検討します。

6 開催規模

第72回全国植樹祭は、県内外から参加する招待者、協力者・スタッフ等を含め、5,000人程度の規模で開催します。ただし、荒天時は縮小します。

7 開催時期

第72回全国植樹祭は、2021年春季に開催します。

8 企業協賛等

第72回全国植樹祭の趣旨に賛同いただける企業等から協賛を仰ぎ、大会内容の充実に努めるとともに、開催機運を高めます。

第4章 式典行事

1 基本的な考え方

式典行事は、次の事項を基本とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) 参加者が開催理念を共有するとともに、心に残る内容の植樹祭とします。
- (2) 式典は、簡素化を図りながらも、厳粛で品格があるものとします。
- (3) 県内外、子どもや高齢者、障害者など、できるだけ多くの方々や大会に賛同いただいた企業・団体等が参加できるよう配慮します。

2 式典演出

式典の構成は、「プロローグ」、「式典」、「エピローグ」の3部構成とし、具体的な内容は「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) プロローグ
 - ・プロローグは、参加者を歓迎する気持ちを表現する内容とします。
 - ・滋賀県の豊かな自然や文化、森林・林業・木材産業の紹介などを行います。
- (2) 式典
 - ・式典では、天皇皇后両陛下によるお手植え、お手播き、国土緑化功労者等の各種表彰、大会宣言、次期開催県へのリレーセレモニー等を行います。
 - ・開催理念や大会テーマをわかりやすく表現するものとします。
- (3) エピローグ
 - ・エピローグは、参加者を歓送し、今後につながるメッセージを発信する内容とします。

3 式典運営

- (1) 式典の運営は、参加者の安全性、快適性に十分配慮し、緑の少年団やボランティア等の方々の協力を得ながら行います。
- (2) 司会者、アシスタント、式典音楽隊の出演者等については、地元団体をはじめ県内の関係団体等の積極的な協力と参加を得て編成します。

第5章 植樹行事

1 基本的な考え方

植樹行事は、次の事項を基本とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) 将来目指すべき森林の姿をイメージした上で、本県の気候風土や立地条件に適した樹種を選定します。
- (2) 植樹用の苗木は、県内で採取した種子等により育成したものをを使用することを基本とします。また、苗木のホームステイなどにより、苗木づくりの段階から子どもや企業、団体等の皆さんにも参加していただきます。
- (3) 県民の皆さんとの協働による森林づくり活動の拡大につなげていく契機とするため、緑の少年団や植樹指導を行うボランティアをはじめ、子どもや高齢者、障害者、~~植樹指導を行うボランティア~~など、できるだけ多くの方々が参加できるよう配慮します。

2 お手植え、お手播き

- (1) 天皇皇后両陛下にお手植えとお手播きを賜ります。その樹種については、本県の気候風土にあった在来の樹種で、県民の皆さんに親しみのあるものを選定します。
- (2) お手植えされた記念樹は、第72回全国植樹祭の開催を記念し、琵琶湖を育む豊かな森林づくりのシンボルとして、大切に管理・育成していきます。
- (3) お手播きされた種子から養成した苗木は、滋賀県が管理・育成し、県内の公共施設等に「記念樹」として配布します。



天皇陛下お手植え
(第68回全国植樹祭〔富山県〕)

写真：富山県提供



皇后陛下お手播き
(第68回全国植樹祭〔富山県〕)

写真：富山県提供

3 記念植樹

県内外からの参加者が1人1本以上の記念植樹を行います。目指すべき森林の姿や森林づくりの手法、樹種の選定などは、今後、「基本計画」を策定する中で検討します。

第6章 会場整備等

1 基本的な考え方

会場整備等については、次の事項を基本とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) 会場整備にあたっては、できるだけ自然環境に負荷を与えないように配慮するとともに、経費節減を図ることを基本とします。
- (2) 会場に設置する仮設構造物等には、~~できる限り県産木材~~（持続可能な森林経営により生産された県産材間伐材等）をできる限り使用するとともに、再生資源の活用など、環境負荷の少ない会場整備に努めます。
- (3) 高齢者や障害者をはじめ、すべての参加者が安全で快適に参加できるよう、ユニバーサルデザインを意識した会場整備に努めます。

2 会場整備

- (1) 式典会場
 - ・会場レイアウトや構造物等については、周辺の景観との調和や、安全性、機能性を考慮するとともに、できる限り県産~~木材~~（~~間伐材等~~）を使用します。
- (2) 植樹会場
 - ・現況の植生の保全に配慮し、将来の森林をイメージしながら植樹会場を整備します。
- (3) 駐車場、おもてなし広場
 - ・駐車場は、会場内または会場の近隣に確保します。
 - ・式典会場と隣接しておもてなし広場を設置し、参加者が安心して快適に過ごせるよう、総合案内所や湯茶接待所、救護所を配置するとともに、滋賀の森づくり活動や観光・県産品等を参加者に広くPRするため、各種展示コーナーや観光案内、地場産物等を取り揃えた物産販売ブース等を関係団体の協力により運営します。
- (4) 荒天会場
 - ・荒天により、式典会場などでの行事实施が困難であると判断した場合は、屋内施設を使用し、荒天プログラムに変更して実施します。



県産材を活用したお野立所
(第68回全国植樹祭〔富山県〕)



植樹会場
(第68回全国植樹祭〔富山県〕)

写真：富山県提供

3 交通・宿泊等

(1) 招待者の交通・宿泊

- ・式典前日、宿泊参加者の皆さん（主に県外招待者）は、第 72 回全国植樹祭滋賀県実行委員会（仮称）（以下「実行委員会」という）が指定する県内の施設に宿泊することを原則とします。
- ・会場への移動は、宿泊参加者の皆さんは宿泊施設から、その他の参加者の皆さんは最寄りの集合地から、実行委員会が手配するバスにより式典会場などに移動することとします。
- ・宿泊施設の収容人数、宿泊料金、道路交通事情、送迎体制、式典終了後の視察ルート等を総合的に勘案し、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。
- ・参加者等の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュールおよび交通規制などについては、綿密な検討を行うとともに、添乗員の配置・案内等により快適な輸送体制を整えます。

(2) その他

- ・会場周辺およびアクセス道路沿線の安全を確保し、警備に万全を期します。
- ・会場へのアクセス道路沿線には、関係市町や県民の皆さんと協力しながら美化に努め、県外から参加される皆さんを歓迎します。

第7章 記念事業等

1 基本的な考え方

第72回全国植樹祭の開催理念を広めるとともに、将来を見据えた滋賀の森林づくりや木材利用の必要性について、県民の皆さんに広く啓発するため、記念事業を実施します。

なお、事業等の具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

2 記念事業

全国植樹祭の目的を達成するため、実行委員会等が実施します。

- (1) 開催前年のプレ植樹祭や、緑化イベント等
- (2) 記念誌および記録映像の作成、記念切手の発行等

3 関連事業

全国植樹祭の併催行事として開催される「全国林業後継者大会^{※1}」や全国植樹祭の関連事業としてふさわしい行事を実施します。

4 広報活動

全国植樹祭の開催理念や事業の展開について広く普及・浸透を図るために、実行委員会が実施します。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等の媒体の活用
- (2) 大会テーマ、大会ポスター原画、大会シンボルマークの活用
- (3) 専用ホームページの開設、SNSの活用等
- (4) 広報誌の発行

※1 「全国林業後継者大会」：全国の林業後継者が一堂に会し、森林を育む担い手として果たす役割等について意見を交わすことを目的として実施されています。（昭和45年から全国植樹祭の併催行事として開催）

主催：全国林業研究グループ連絡協議会、開催県林業研究グループ連絡協議会、開催県等

後援：林野庁、一般社団法人全国林業改良普及協会

5 湖国「滋賀」のおもてなし・魅力発信

全国から参加される皆さんを、県民一丸となって「おもてなしの心」でお迎えします。また、国民的資産に位置づけられた「琵琶湖」や森林などの豊かな「自然」、県内各地の多種多様な「食や文化」、「歴史的資産」など、本県の魅力を関係団体等と協力しながら広く発信します。

- (1) 県外招待者の皆さんに、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や、文化、歴史的資産など、本県の持つ多種多様な魅力を伝える「視察コース」を設定し、観光の振興を図ります。
- (2) 専用ホームページ等を活用した観光 PR や、大会参加者への観光パンフレットの配布、「おもてなし広場」~~等や「サテライト会場」~~での観光案内により、本県の魅力ある観光地を広く発信します。
- (3) 「おもてなし広場」~~等や「サテライト会場」~~に森の恵みをはじめとする本県の多様な地場産物等を取り揃え、物産販売を促進します。



おもてなし広場での物産販売等
(第 68 回全国植樹祭〔富山県〕)

第8章 運営方針等

1 基本的な考え方

運営方針等については、次の事項を基本とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) 全国から参加される皆さんを、県民一丸となって「おもてなしの心」でお迎えし、開催の意義や理念を全国に発信する場とします。
- (2) 全国植樹祭の運営にあたっては、市町、関係団体、NPO法人およびボランティア団体等との協力・連携を図りながら進めます。

2 実施組織

第72回全国植樹祭の開催に向けて、次の組織を設置します。

- (1) 第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会（仮称） 2018年度設置予定
 【構成】会長：滋賀県知事
 【目的】基本計画、実施計画の策定など総合的な企画を行う
- (2) 第72回全国植樹祭滋賀県実施本部（仮称） 2020年度設置予定
 【構成】本部長：滋賀県知事
 本部長：滋賀県職員、地元市町職員、関係機関職員、関係者等
 【目的】第72回全国植樹祭の円滑な運営を行う

3 開催準備スケジュール

第72回全国植樹祭開催までのスケジュール

区分	年度 2017年度 (開催4年前)	2018年度 (開催3年前)	2019年度 (開催2年前)	2020年度 (開催1年前)	2021年度 (春季)
決定事項	基本構想 ◆開催理念 ◆開催規模 ◆開催候補地	基本計画 ◆大会テーマ選定 ◆式典演出計画 ◆シンボルマーク選定 ◆宿泊輸送計画 ◆大会ポスター原画選定 ◆運営計画 等 ◆式典演出構成 ◆会場整備計画 ◆植樹計画 ◆広報計画 等		実施計画 運営マニュアル	第72回 全国植樹祭 開催
国土緑化 推進機構	◎開催県内定	◎開催県決定 ◎開催会場決定	◎基本計画承認	◎開催日決定 ◎実施計画承認	
実施組織	準備委員会	実行委員会			

＜参考資料＞

第 72 回全国植樹祭滋賀県準備委員会名簿

(敬称略)

区分	団体名・所属	役職	氏名	備考
学識経験者 (2名)	滋賀県立大学環境科学部	教授	高橋 卓也	委員長
	びわこ成蹊スポーツ大学	教授	西野 麻知子	副委員長
林業関係 団体 (5名)	公益財団法人滋賀県緑化推進会	理事長	山田 督	
	滋賀県林業協会	会 長	福井 正明	
	滋賀県森林組合連合会	代表理事会長	石谷 八郎	
	滋賀県木材協会	会 長	立岡 徹	
	滋賀県山林種苗協同組合	代表理事	宮城 定右衛門	
各種団体 (5名)	滋賀県農業協同組合中央会	会 長	中川 清之	
	滋賀県漁業協同組合連合会	代表理事会長	望月 幸三	
	滋賀県河川漁業協同組合連合会	代表理事会長	神田 泰男	
	公益社団法人びわこビジターズビューロー	会 長	佐藤 良治	
	滋賀県商工会議所連合会	会 長	大道 良夫	
市町関係 (2名)	滋賀県市長会	会 長	富士谷 英正	
	滋賀県町村会	会 長	伊藤 定勉	
滋賀県 (7名)	総合政策部	部 長	宮川 正和	
	琵琶湖環境部	部 長	高砂 利夫	副委員長
	商工観光労働部	部 長	江島 宏治	
	農政水産部	部 長	高橋 滝治郎	
	土木交通部	部 長	池口 正晃	
	教育委員会	教育長	青木 洋	
	警察本部警備部	部 長	伊藤 豊晴	
合 計	21名			